平成２３年（フ）第５７号
茨城県神栖市波崎9075番地
債務者　名雪美智子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第６３号
茨城県鹿嶋市港ケ丘２丁目４番27号　グランモア港ヶ丘ⅡＥ101
債務者　山本　吉斉
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１４３号
群馬県前橋市西大室町952番地３
債務者　片貝ひろみ
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４４号
群馬県前橋市粕川町込皆戸308番地７　青葉ハイツ202号
債務者　岡田こず枝
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１４５号
群馬県前橋市西大室町952番地３
債務者　岡田　陽一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ｊ―227号
債務者　山下　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１９７号
群馬県前橋市石倉町５丁目６番地７
債務者　若林　祐一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２１８号
群馬県前橋市高花台２丁目１番地　ＴＡ－１号
債務者　金澤　春夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２２８号
群馬県前橋市三俣町３丁目10番地15
債務者　一倉　　博
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２５０号
群馬県伊勢崎市新栄町3834番地７　茂呂島住宅2565
債務者　井上ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
群馬県高崎市並榎町531番地１　ホーユーパレス高崎並榎607
債務者　松原由美子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３８号
埼玉県東松山市大字上唐子1494番地23
債務者　青山富志子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４６号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原572番地
債務者　松本登代子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４６０号
千葉市稲毛区園生町1116番地の１　タウニー園生202号
債務者　青木　敦彦
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６号
相模原市緑区吉野232番地７
債務者　寶　千惠子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２１０号
相模原市中央区氷川町５番13号　ＦＬＯＲＡ102
債務者　安田　尚史
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２２号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目32番１―502号　ラークハイツ座間
債務者　金山精太郎
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部